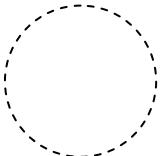


付則様式

(表)

郵便はがき



横浜市国民健康保険の給付割合は、昭和45年4月1日から改定されます。

あなたの世帯においては、裏面の「証明書」に記載の方が、「証明書」の給付期間内に診療または薬剤の支給を受けるときは、一部負担金(自己負担分)を支払う必要がなくなります。この「証明書」を切りとり、必ず被保険者証の(3)面にはりつけて使用してください。

10月1日からは、新らしい被保険者証に切りかえます。

横浜市

区役所

保険年金課

(裏)

10割給付受給証明書

年齢区分	氏名	診療種別	給付期間	保険者印
高齢者 (75歳以上)		医科 歯科	年月日以後	
		医科 歯科	年月日以後	
		医科 歯科	年月日以後	
乳児幼 (1歳未満)		医科	年月日から 年月日まで	
		歯科	年月日から 年月日まで	
		医科	年月日から 年月日まで	
		歯科	年月日から 年月日まで	
		医科	年月日から 年月日まで	
		歯科	年月日から 年月日まで	

上記の者が、この証明書の給付期間内に療養の給付を受けるときは、一部負担金の支払いを要しないことを証明します。

年月日

横浜市  印

(注意)

この証明書は、被保険者証にはりつけてなければ無効です。

(切りとり線)

この証明書を切りとつて、被保険者証(3)面の「9割給付受給資格者」欄の上にはりつけてください。

この証明書をお手もとにとどく前に診療を受けた場合には、支払った一部負担金相当額を後日お返しいたしますので、区役所へ申し出てください。

(はがき大)